

堺市公報 第277号	令和5年8月18日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市事務決裁規則及び堺市公印規則の一部を改正する規則 【総務局行政部行政経営課】	3
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	20
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の辞退  
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 21

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称  
変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 22

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在  
地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 23

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定  
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 24

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 25

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け  
る調達契約に係る落札者等について

【総務局行政部総務サービス課】…………… 28

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 29

○農用地利用集積計画

【産業振興局農政部農地課】…………… 30

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 36

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 36

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 37

<上下水道局公告>

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定の効力の停止について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 37

<教育委員会規則>

○堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則

【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】…………… 38

## 規 則

堺市事務決裁規則及び堺市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第54号

### 堺市事務決裁規則及び堺市公印規則の一部を改正する規則

(堺市事務決裁規則の一部改正)

第1条 堺市事務決裁規則(昭和36年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条障害福祉サービス課長専決事項を定める部分第12号中「(障害児入所施設に係るものに限る。)に規定する措置」を「に規定する措置(障害児入所施設に係るものに限る。)」に、「執った」を「採った」に改め、同条子ども家庭課長専決事項を定める部分第11号中「執った」を「採った」に改め、「こと」の次に「(新規のものを除く。)」を加え、同条育成相談課長専決事項を定める部分中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置(障害児入所施設に係るものを除く。)を採った児童の受診券の交付に関すること(新規のもので、育成相談課の所管に係るものに限る。))。

第12条虐待対策課長専決事項を定める部分中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置(障害児入所施設に係るものを除く。)を採った児童の受診券の交付に関すること(新規のもので、虐待対策課の所管に係るものに限る。))。

(堺市公印規則の一部改正)

第2条 堺市公印規則(昭和42年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表児童福祉行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設を除く。)」を加え、「若しくは指定発達支援医療機関」を削り、「受診券」の次に「(新規に交付するものを除く。)」を加え、同表子ども相

談所行政事務用市長印の項使用区分の欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 児童福祉法に基づく児童福祉施設（障害児入所施設を除く。）への入所若しくは通所又は里親への委託に係る措置を行った児童に対する医療の給付のための受診券（新規に交付するものに限る。）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 堺市告示第310号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

植田アルマイト工業株式会社

堺市東区石原町1丁103番地

代表取締役社長 植田 信夫

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

植田アルマイト工業株式会社 本社工場

堺市東区石原町1丁103番地

## (3) 特定施設に関する事項

## ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 21基

## イ 能力

別表1のとおり

## ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

## エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

## オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

## カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表1のとおり

## キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表1のとおり

## (4) 汚水等の処理施設に関する事項

## ア 種類及び使用開始年月日又は使用開始予定年月日

別表2のとおり

## イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

## ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表2のとおり

## エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表2のとおり

## オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表2のとおり

## (5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

## 2 縦覧の場所及び期間

### (1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課

### (2) 期間

令和5年8月18日から同年9月8日まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する  
休日を除く。

### (3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-26 酸脱脂槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-27 アルカリ脱脂槽)				
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月				
工事着手予定年月日	許可後		許可後				
工事完成予定年月日	許可後		許可後				
使用開始予定年月日	許可後		許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間				
使用時間の季節的変動	なし		なし				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	4.0	3.0	8.0	9.0	
	BOD	mg/l	5	10	5	10	
	COD	mg/l	7	15	7	15	
	SS	mg/l	10	20	20	40	
	油分	mg/l	N.D	2	N.D	1	
	T-N	mg/l	5	10	5	10	
	T-P	mg/l	0.10	0.2	0.50	1	
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	
ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量	0.5		0.8		0.4		0.5

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-28 苛性槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-29 中和槽)				
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月				
工事着手予定年月日	許可後		許可後				
工事完成予定年月日	許可後		許可後				
使用開始予定年月日	許可後		許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間				
使用時間の季節的変動	なし		なし				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	10.0	11.0	4.0	3.0	
	BOD	mg/l	5	10	5	10	
	COD	mg/l	8	15	8	20	
	SS	mg/l	40	80	20	40	
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1	
	T-N	mg/l	5	10	20	40	
	T-P	mg/l	0.10	0.2	0.10	0.2	
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	
	ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	
硝酸性窒素	mg/l	-	-	20	40		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量	1		1.5		1		1.5

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-30 電解槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-31 交電槽)			
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月			
工事着手予定年月日	許可後		許可後			
工事完成予定年月日	許可後		許可後			
使用開始予定年月日	許可後		許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間			
使用時間の季節的変動	なし		なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	3.0	2.0	5.0	4.5
	BOD	mg/l	10	15	5	10
	COD	mg/l	10	20	7	15
	SS	mg/l	20	40	3	20
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1
	T-N	mg/l	10	20	5	10
	T-P	mg/l	0.10	0.2	N.D	N.D
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	0.1	0.2
ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	4		5		0.3 0.5	

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-32 酸脱脂槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-33 アルカリ脱脂槽)			
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月			
工事着手予定年月日	許可後		許可後			
工事完成予定年月日	許可後		許可後			
使用開始予定年月日	許可後		許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間			
使用時間の季節的変動	なし		なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	4	3.0	8.0	9.0
	BOD	mg/l	5	10	5	10
	COD	mg/l	7	15	7	15
	SS	mg/l	10	20	20	40
	油分	mg/l	N.D	2	N.D	1
	T-N	mg/l	5	10	5	10
	T-P	mg/l	0.10	0.2	0.50	1
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	0.5		0.8		0.4 0.5	



種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-34 苛性槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-35 中和槽)				
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月				
工事着手予定年月日	許可後		許可後				
工事完成予定年月日	許可後		許可後				
使用開始予定年月日	許可後		許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間				
使用時間の季節的変動	なし		なし				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	10.0	11.0	4.0	3.0	
	BOD	mg/l	5	10	5	10	
	COD	mg/l	8	15	8	20	
	SS	mg/l	40	80	20	40	
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1	
	T-N	mg/l	5	10	20	40	
	T-P	mg/l	0.10	0.2	0.10	0.2	
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	
	ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	
硝酸性窒素	mg/l	-	-	20	40		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	1		1.5		1		1.5

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-36 電解槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-37 交電槽)				
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月				
工事着手予定年月日	許可後		許可後				
工事完成予定年月日	許可後		許可後				
使用開始予定年月日	許可後		許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間				
使用時間の季節的変動	なし		なし				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	3.0	2.0	5.0	4.5	
	BOD	mg/l	10	15	5	10	
	COD	mg/l	10	20	7	20	
	SS	mg/l	20	40	3	40	
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1	
	T-N	mg/l	10	20	5	10	
	T-P	mg/l	0.10	0.2	N.D	N.D	
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	0.1	0.2	
	ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	4		5		0.3		0.5

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-38 アルカリ脱脂槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-39 エッチング槽)				
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月				
工事着手予定年月日	許可後		許可後				
工事完成予定年月日	許可後		許可後				
使用開始予定年月日	許可後		許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間				
使用時間の季節的変動	なし		なし				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	8.0	9.0	5.0	4.5	
	BOD	mg/l	5	10	10	15	
	COD	mg/l	7	15	15	20	
	SS	mg/l	20	40	20	40	
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1	
	T-N	mg/l	5	10	5	10	
	T-P	mg/l	0.50	1	0.10	0.2	
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	
ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量	0.3		0.5		0.2		0.3

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-40 中和槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-41 酸洗1槽)				
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月				
工事着手予定年月日	許可後		許可後				
工事完成予定年月日	許可後		許可後				
使用開始予定年月日	許可後		許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間				
使用時間の季節的変動	なし		なし				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	9.0	10.0	6.0	4.5	
	BOD	mg/l	5	10	3	10	
	COD	mg/l	7	15	5	15	
	SS	mg/l	10	20	10	20	
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1	
	T-N	mg/l	5	10	5	10	
	T-P	mg/l	0.1	0.2	0.1	0.2	
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	
ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	5		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量	0.2		0.3		0		0.1

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-42 酸洗2槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-43 電解槽)			
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月			
工事着手予定年月日	許可後		許可後			
工事完成予定年月日	許可後		許可後			
使用開始予定年月日	許可後		許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間			
使用時間の季節的変動	なし		なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	4.0	3.0	7.0	6.0
	BOD	mg/l	10	15	10	15
	COD	mg/l	15	20	10	15
	SS	mg/l	10	15	20	30
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1
	T-N	mg/l	10	15	5	10
	T-P	mg/l	0.10	0.2	0.20	0.4
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	ふっ素	mg/l	10	20	0.1	0.5
硝酸性窒素	mg/l	1	5	-	-	
六価クロム	mg/l	-	-	N.D	N.D	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	1.0		1.5		0	

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-44 電解槽)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-45 電解槽)			
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月		アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月			
工事着手予定年月日	許可後		許可後			
工事完成予定年月日	許可後		許可後			
使用開始予定年月日	許可後		許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間		24時間/8時間			
使用時間の季節的変動	なし		なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.0	6.0	7.0	6.0
	BOD	mg/l	10	15	10	15
	COD	mg/l	10	15	10	15
	SS	mg/l	20	30	20	30
	油分	mg/l	N.D	1	N.D	1
	T-N	mg/l	5	10	5	10
	T-P	mg/l	0.20	0.4	0.2	0.4
	ほう素	mg/l	0.1	0.4	0.1	0.4
	ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5
アンモニア性窒素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	0.4		0.7		0.4	

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (T-46 電解槽)			
能力	アルミ部品の表面処理加工 最大3000㎡/月			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	許可後			
使用開始予定年月日	許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7.0	6.0
	BOD	mg/l	5	10
	COD	mg/l	5	10
	SS	mg/l	10	20
	油分	mg/l	N.D	1
	T-N	mg/l	3	7
	T-P	mg/l	0.10	0.2
	ほう素	mg/l	0.1	0.4
	ふっ素	mg/l	0.1	0.5
アンモニア性窒素	mg/l	N.D	N.D	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量			0.4	0.7

別表2

種類	74号 特定施設から排出される水の処理施設 (S-2汚水処理施設)				74号 特定施設から排出される水の処理施設 (S-3汚水処理施設)					
使用開始年月日	昭和63年4月26日				平成26年2月10日					
構造	鉄筋コンクリート、ポリエチレン及びSS400製				鉄筋コンクリート、SUS304製及びSS400製					
能力	35m <sup>3</sup> /hr				40m <sup>3</sup> /hr					
汚水等の処理の方法	中和・凝集高速加圧浮上方式				中和・凝集沈殿方式					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				24時間					
使用時間の季節的変動	なし				なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大		通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	5.0	7.0	2.0~8.0	5.8~8.6	5.0	7.0	2.0~8.0	5.8~8.6
	BOD	mg/l	11	6.2	15	10.0	12	6.0	16	10.0
	COD	mg/l	14	7.8	20	12.0	16	7.0	22	12.0
	SS	mg/l	93	14	150	30	90	14	130	40
	油分	mg/l	N.D	N.D	2.2	2.2	N.D	N.D	2.2	2.2
	T-N	mg/l	8	8	25	25	10	10	25	25
	T-P	mg/l	0.1	0.1	3	3	0.1	0.1	3	3
	ほう素	mg/l	0.1	0.1	3	3	0.1	0.1	3	3
ふっ素	mg/l	0.1	0.1	0.5	0.5	0.1	0.1	0.5	0.5	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量			324		333		637		657	

種類	S-4(RO装置) 1基 変更なし							
使用開始年月日	昭和63年4月20日							
構造	フレーム:SS、配管:SUS304							
能力	透過水量0.13m <sup>3</sup> /hr							
汚水等の処理の方法	逆浸透方式							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間							
使用時間の季節的変動	なし							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	処理前(A)		処理後(B)		処理後(C)	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.8	8	7.8	8	7.5	7~8
	固形分	%	8.0	7~9	8.0	7~9	0.1	0.05~0.2
	BOD	mg/l	10000	11000	19000	20500	9000	9500
	COD	mg/l	2000	2300	2050	2360	50	60
	油分	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値			10.4	31.2	9.1	25.0	1.3	3.1

種類	S-5(UF装置) 2基 変更なし							
使用開始年月日	昭和63年4月20日							
構造	フレーム:SS、配管:SUS304							
能力	透過水量0.168m <sup>3</sup> /hr							
汚水等の処理の方法	限外濾過方式							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間							
使用時間の季節的変動	なし							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	処理前(A)		処理後(B)		処理後(C)	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.8	8.0	7.8	8.0	7.5	7~8
	固形分	%	10	9~11	10	9~11	0.1	0.05~0.2
	BOD	mg/l	10000	11000	19000	20500	9000	9500
	COD	mg/l	2000	2300	2050	2360	50	60
	油分	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値			12.1	36.3	10.7	32.3	1.4	4.0

種類	S-6、S-7(RO装置) 2基 変更なし							
使用開始年月日	平成26年2月10日							
構造	フレーム:SS、配管:SUS304							
能力	透過水量0.13m <sup>3</sup> /hr							
汚水等の処理の方法	逆浸透方式							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間							
使用時間の季節的変動	なし							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	処理前(A)		処理後(B)		処理後(C)	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.8	8.0	7.8	8	7.5	7~8
	固形分	%	8.0	7~9	8.0	7~9	0.1	0.05~0.2
	BOD	mg/l	10000	11000	19000	20500	9000	9500
	COD	mg/l	2000	2300	2050	2360	50	60
	油分	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値			10.4	31.2	9.1	25.0	1.3	3.1

種類	S-8(RO装置) 1基							
使用開始予定年月日	許可後							
構造	フレーム:SS、配管:SUS304							
能力	透過水量0.24m <sup>3</sup> /hr							
汚水等の処理の方法	逆浸透方式							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間							
使用時間の季節的変動	なし							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	処理前(A)		処理後(B)		処理後(C)	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	-	5.0	4.5	5.0	4.5	7.0	7.0
	BOD	mg/l	2.4	8	3	9	1	1
	COD	mg/l	0.5	1	1	1	1	1
	SS	mg/l	3	5	3	5	1	1
	油分	mg/l	N.D	1.0	N.D	N.D	N.D	N.D
	T-N	mg/l	N.D	10	N.D	10	N.D	1
	T-P	mg/l	N.D	2.0	N.D	2.0	N.D	1.0
	ほう素	mg/l	0.2	2.0	0.2	2.0	0.1	0.2
	ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値			20.0	28.0	17.0	24.0	3.0	4.0

種類	S-9					
使用開始予定年月日	許可後					
構造	SUS304及びSS400製					
能力	5m <sup>3</sup> /hr					
汚水等の処理の方法	中和、凝集沈殿方式					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大
	pH	-	4.5	3.0~10.0	7.0	5.8~8.6
	BOD	mg/l	6	10	3	5
	COD	mg/l	6	10	3	5
	SS	mg/l	30	50	10	20
	油分	mg/l	N.D	2	N.D	1
	T-N	mg/l	10	2	10	20
	T-P	mg/l	0.1	20	0.1	1
	ほう素	mg/l	0.1	1	0.1	1
ふっ素	mg/l	0.3	1	0.1	0.5	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量			21.8	32.2	23	34

種類	S-10(RO装置) 1基							
使用開始予定年月日	許可後							
構造	フレーム:SS、配管:SUS304							
能力	透過水量0.168m <sup>3</sup> /hr							
汚水等の処理の方法	逆浸透方式							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間							
使用時間の季節的変動	なし							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	処理前(A)		処理後(B)		処理後(C)	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.8	8.0	7.8	8.0	7.5	7~8
	BOD	mg/l	20	40	20	40	5	10
	COD	mg/l	10	20	10	20	3	5
	SS	mg/l	5	10	3	5	1	1
	油分	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
	T-N	mg/l	20	40	20	40	1	2
	T-P	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	0.1	0.5	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量			12.1	36.3	10.7	32.3	1.4	4.0

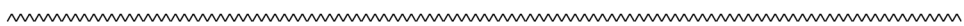
種類	S-11(イオン吸着塔)1基					
使用開始予定年月日	許可後					
構造	ステンレス製					
能力	通水量0.5m <sup>3</sup> /hr					
汚水等の処理の方法	逆浸透方式					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間/8時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.0	6.0	7.0	7.0
	BOD	mg/l	10	15	2	3
	COD	mg/l	10	15	2	3
	SS	mg/l	5	10	0	0
	油分	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	T-N	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	T-P	mg/l	0.3	0.6	0.1	0.1
	ほう素	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量			0.1	0.1	0.3	0.3



別表3

排水口名	種類・項目	No.1		No.4		No.5	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	-	7.0	5.8~8.6	7.0	5.8~8.6	雨水専用
	BOD	mg/l	6.0	10	6.2	10	
	COD	mg/l	7.0	12	7.8	12	
	SS	mg/l	14	30	14	30	
	油分	mg/l	N.D	2.2	N.D	2.2	
	T-N	mg/l	10	25	8	25	
	T-P	mg/l	0.1	3	0.1	3	
	ほう素	mg/l	0.1	3	0.1	3	
	ふっ素	mg/l	0.1	0.5	0.1	0.5	
	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素	mg/l	10	25	8	25	
排水水の量	m <sup>3</sup> /日	660	691	324	333	-	-

排水口名	種類・項目	No.6		No.7		No.9		No.10(新設)		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
排水水の汚染状態	pH	雨水専用	-	雨水・井水専用	-	-	雨水専用	-	-	
	BOD									mg/l
	COD									mg/l
	SS									mg/l
	油分									mg/l
	T-N									mg/l
	T-P									mg/l
	ほう素									mg/l
	ふっ素									mg/l
排水水の量	m <sup>3</sup> /日	-	-	48	72	-	-	-	-	



堺市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永藤英機

1 薬局

名称	所在地	指定年月日
キリン堂薬局堺鳳南店	堺市西区上604-1	令和5年7月1日
ウエルシア薬局堺福田店	堺市中区福田548-3	令和5年7月1日

2 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
リニエ訪問看護ステーション美原	堺市美原区青南台2-13-22	令和5年7月1日



堺市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	休止年月日
北川歯科	堺市東区草尾5	令和4年7月31日

堺市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
なめだリハビリテーションクリニック	アクティブリハビリテーションクリニック	堺市北区南花田町1692-2	令和5年6月1日

堺市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	銀座薬局	堺市堺区北瓦町2-1-27	令和5年4月1日
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームグリーンハウス	堺市北区百舌鳥本町3-430-2	令和5年6月1日

堺市告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援	Care Planning マドンナ	堺市堺区一条通11-25 ライズOTMビル301	令和5年6月30日

通所介護	中央デイサービスセンター	堺市西区浜寺公園町1-22-5	令和5年6月30日
------	--------------	-----------------	-----------

堺市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	辞退年月日
介護予防居宅療養管理指導	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日
居宅療養管理指導	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日
介護予防通所リハビリテーション	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日
通所リハビリテーション	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日
介護予防訪問リハビリテーション	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日
訪問リハビリテーション	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日
介護予防訪問看護	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日

訪問看護	梶本クリニック三国ヶ丘分院	堺市北区黒土町2266-1	令和5年7月31日
------	---------------	---------------	-----------

堺市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人こうじょう会 なめだリハビリテーションクリニック	医療法人こうじょう会 アクティブリハビリテーションクリニック	堺市北区南花田町1692-2	令和5年6月1日
居宅療養管理指導	医療法人こうじょう会 なめだリハビリテーションクリニック	医療法人こうじょう会 アクティブリハビリテーションクリニック	堺市北区南花田町1692-2	令和5年6月1日
介護予防訪問看護	医療法人こうじょう会 なめだリハビリテーションクリニック	医療法人こうじょう会 アクティブリハビリテーションクリニック	堺市北区南花田町1692-2	令和5年6月1日
訪問看護	医療法人こうじょう会 なめだリハビリテーションクリニック	医療法人こうじょう会 アクティブリハビリテーションクリニック	堺市北区南花田町1692-2	令和5年6月1日

介護予防通所 リハビリテー ション	医療法人こうじょ う会 なめだリハ ビリテーションク リニック	医療法人こうじょ う会 アクティブ リハビリテーショ ンクリニック	堺市北区南花 田町1692-2	令和5年6月 1日
通所リハビリ テーション	医療法人こうじょ う会 なめだリハ ビリテーションク リニック	医療法人こうじょ う会 アクティブ リハビリテーショ ンクリニック	堺市北区南花 田町1692-2	令和5年6月 1日
介護予防訪問 リハビリテー ション	医療法人こうじょ う会 なめだリハ ビリテーションク リニック	医療法人こうじょ う会 アクティブ リハビリテーショ ンクリニック	堺市北区南花 田町1692-2	令和5年6月 1日
訪問リハビリ テーション	医療法人こうじょ う会 なめだリハ ビリテーションク リニック	医療法人こうじょ う会 アクティブ リハビリテーショ ンクリニック	堺市北区南花 田町1692-2	令和5年6月 1日
特定介護予防 福祉用具販売	介護ショップFU RA堺支店	ケアショップ柴	堺市堺区北三 国ヶ丘町1- 1-37 ファ イブコート北 三国ヶ丘103	令和5年5月 1日
特定福祉用具 販売	介護ショップFU RA堺支店	ケアショップ柴	堺市堺区北三 国ヶ丘町1- 1-37 ファ イブコート北 三国ヶ丘103	令和5年5月 1日
介護予防福祉 用具貸与	介護ショップFU RA堺支店	ケアショップ柴	堺市堺区北三 国ヶ丘町1- 1-37 ファ イブコート北 三国ヶ丘103	令和5年5月 1日
福祉用具貸与	介護ショップFU RA堺支店	ケアショップ柴	堺市堺区北三 国ヶ丘町1- 1-37 ファ イブコート北 三国ヶ丘103	令和5年5月 1日

堺市告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	ニチイケアセンター初芝	堺市東区日置荘西町4-10-20 山野ビル1階	堺市東区日置荘西町4-10-20 増田ビル初芝1階	令和5年5月1日
訪問介護	ニチイケアセンター初芝	堺市東区日置荘西町4-10-20 山野ビル1階	堺市東区日置荘西町4-10-20 増田ビル初芝1階	令和5年5月1日
介護予防訪問サービス	リーヴケア訪問介護ステーション	堺市西区原田103-3 ヨーク原田2F	堺市美原区多治井273-4	令和5年6月1日
訪問介護	リーヴケア訪問介護ステーション	堺市西区原田103-3 ヨーク原田2F	堺市美原区多治井273-4	令和5年6月1日

堺市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例に



よる場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
藪内 麻衣	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイ ツ302	令和5年6月1日
古賀 真一郎	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイ ツ302	令和5年6月1日
宇野 浩子	森指圧鍼灸院	大阪市北区堂島2-1-19 堂島平岡ビル8階	令和5年6月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
古賀 真一郎	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイ ツ302	令和5年6月1日
藪内 麻衣	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイ ツ302	令和5年6月1日

堺市告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
平尾北線	美原区平尾145番1地先	旧	13.70	42.27	E0732
			14.84		
	美原区平尾145番7地先	新	12.52	42.27	
			13.33		

公 告

堺市公告第515号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
職員情報システム及び教職員情報システム改修業務（地方公務員法改正対応） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
総務局行政部総務サービス課  
堺市堺区甲斐町東3丁2番6号 堺市保健医療センター内4階
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年7月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部  
部長 山本 一之  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥65,857,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 堺市公告第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール美原南インター

堺市美原区黒山1008番地

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

アークランズ株式会社

代表取締役 坂本 晴彦

新潟県三条市上須頃445番地

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## 4 変更年月日

令和4年9月1日

5 届出年月日

令和5年7月31日



堺市公告第517号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第5号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年8月3日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区富蔵243番地	中野 元裕	南区片蔵	1709	畑	706	堺市南区片蔵758番地2	奥野 常規	賃貸借による権利	畑として利用	令和5年10月1日	令和8年9月30日	20,000	毎年末までに貸手指定口座に振込
堺市南区富蔵243番地	中野 元裕	南区片蔵	1710	畑	1,005	堺市南区片蔵758番地2	奥野 満子	賃貸借による権利	畑として利用	令和5年10月1日	令和8年9月30日	30,000	毎年末までに貸手指定口座に振込
大阪市北区西天満3丁目7番3-702号	矢寺 洋子	南区鉢ヶ峯寺	2970	畑	1,712のうち500	堺市南区鉢ヶ峯寺1367番地	中條 義昭	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和5年9月1日	令和8年8月31日	-	-



## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)
---------------------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事

項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人が行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区大森1番3、1番6、3番1、3番3及び4番1の一部、野々井684番1の一部、684番4の一部、684番5の一部、686番1、686番2、687番1、687番2、687番4から687番6まで、1292番1及び1292番2並びに檜尾202番1の一部、207番1、207番6、207番7及び212番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区南花田口町二丁2番15号  
大阪いずみ市民生活協同組合  
代表理事 久保 幸雄

堺市公告第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区新金岡町四丁5番1及び5番2の一部（3工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市中央区大手前二丁目

大阪府知事  
吉村 洋文

~~~~~

堺市公告第520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区石原町一丁103番、104番2、108番2、109番、110番、111番1、111番2、112番1から112番4まで、113番1、113番2、114番3、115番3、115番4、116番、117番及び117番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市東区石原町一丁103番地  
植田アルマイト工業株式会社  
代表取締役 植田 信夫

**上下水道局公告**

堺市上下水道局公告第116号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の7第1項第3号の規定に基づき、堺市指定排水設備工事業者の指定の効力を停止したので、同条第2項の規定により準用する同条例第5条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月18日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

処 分 内 容 指定の効力の停止1月  
停 止 期 間 令和5年8月2日から令和5年9月1日まで  
指 定 番 号 第1410号  
事業者の名称 株式会社タイラ設備  
事業者の住所 堺市中区田園435-54  
代表者の職氏名 代表取締役 平良 泰規  
営業所の名称 株式会社タイラ設備  
営業所の所在地 堺市中区田園435-54

## 教育委員会規則

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月18日

堺市教育委員会

教育長 粟 井 明 彦

堺市教育委員会規則第25号

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則（平成29年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第69項中「強制わいせつ、強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。